

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30年－18 (30.7.27)	総 務	<p>すべての国民が個人として尊重される社会の実現を働きかける意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」(日本国憲法第13条)</p> <p>「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」(日本国憲法第14条)</p> <p>これは、我が国の最高規範たる日本国憲法の一節である。すなわち、個人の尊重と幸福追求権、法の下での平等について規定されたもので、日本国憲法第3章のうち、国民に保障される各種権利及び義務に関するカタログ的規定群(いわゆる人権カタログ)の基礎・中核をなすべき規定であるとされている。基本的人権は、普遍性・不可侵性・固有性を持ち、簡単にいえば、人が人である限り、誰もが皆平等に有していて、誰によっても侵すことができない永久の権利である。</p> <p>そして、いわゆる自己決定権も、日本国憲法第13条から導出される。これは、すなわち、自分の生き方、ライフスタイルについて、他者からの介入を受けずに自由に決定する権利をいう。人が社会で生きていくためには、もちろん一定の義務の負担を伴うものの、一方、個人が大切にされ、幸福の上に生活するためには、自分のことは自分で自由に決めることが、可能な限り保障されなければならない。自己決定の具体例としては、どのような服装・髪型をするか、どこに住み、何をして働くか(日本国憲法第22条)、結婚や子どもの有無、自分の受ける医療をどうするか、などであるとされる。</p> <p>ところで、最近、ニュースで目にしたものとして、雑誌の記事に、こんな言説があったという。要旨を記載すると、</p>	足羽 佑太 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		<p>「朝日新聞や毎日新聞といったリベラルなメディアは『LGBT』の権利を認め、彼らを支援する動きを報道することが好きなようだが、違和感を覚える。」</p> <p>「LGBTだからと言って、実際そんなに差別されているものではないでしょうか。」</p> <p>「子育て支援や子どもができないカップルへの不妊治療に税金を使うというのであれば、少子化対策のためにお金を使うという大義名分があります。しかし、LGBTのカップルのために税金を使うことに賛同が得られるのでしょうか。彼ら彼女らは子どもを作らない、つまり「生産性」がないのです。」</p> <p>『常識』や『普通であること』を見失っていく社会は『秩序』がなくなり、いずれ崩壊していく。」</p> <p>というものである。なお、この発言は、全国の人を震撼させるものとして、アメリカやイギリスのテレビ番組、中東のアルジャジーラでも紹介された。</p> <p>常識とは何であるか。あまりに驚く発言の数々で、開いた口がふさがらなくなってしまった。まず、差別の有無については、今も一般のテレビ等で当事者を侮蔑する発言がなされていることから明らかである。また、当事者の自殺企図率は、一般の数倍高いとされているようである。</p> <p>いずれにせよ、これらは、今の「多様性を尊重しよう」という時代の趨勢に反するものである。もっとも、氏がどのような考えを持つかは、日本国憲法も保障する思想良心の自由はあろう。しかし、「生産性」、これを一般の私人ではない政治家が言ったらどうなるだろうか。</p> <p>なお、自由民主党の小野田紀美参議院議員は、「どんな生き方をしようと、どんな考え方をしようと、それが犯罪でなければ個人の自由」とし、自由民主党の稲田朋美衆議院議員は、「私は多様性を認め、寛容な社会をつくることが保守の役割だと信じる」とし、公明党の山口那津男代表は、「産まないことを非難がましく言うという言動はいかがなものか。国民の、社会</p>		

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		<p>の批判にさらされることをきちんと自覚した上で、責任ある言動をすべきだ。多様な生き方を認める、こういう寛容な社会をつくっていくことが我々の方針だ」とし、立憲民主党は、「子どもを産むか否かで差別することは、憲法が尊重する基本的人権、自己決定権を否定する思想であり看過できない」としている。</p> <p>そもそも、福祉施策というのは、「生産性」などというキーワードをもって個人に対する配分が決定されるべきものではない。人間が皆、人が人らしく生きていくために、社会の一般秩序に任せておいてはそれが達成できない場合、公的セクターである行政が、その是正を行っていく。それが本来の行政に課せられた役割であるところ、子どもを産むか否かで彼ら彼女らを差別することは、憲法が尊重する基本的人権、自己決定権を否定するものであり看過できない。</p> <p>世の中には、結婚したくとも、いわゆるワーキングプア、お金がないからできない人もいるはずであり、巡り合わせの場所がないからできない人もいる。また、病気など理由があって、結婚していても子どもを作れない人、経済的事情で子どもを作らない人、障がいのある人もいる。そういう人々に対し、「生産性がないです」などといって、福祉施策を止めてしまったらどうなるだろうか。</p> <p>子どもを作らない、働けないことを、つまり「生産性」がないこととし、支援のための税金投入に反対することは、「国の役に立たない者に生きる価値はない」と言っているようなもので、優生思想に通じるものである。</p> <p>むしろ、行政には、これらの人々への支援や、若者がどうして結婚できないのか、その背景にある若者の経済的貧困などの理由を真剣に考えて対策を講じてほしいと願う。</p> <p>政権与党である自由民主党は、LGBTなど性的少数者への理解増進に取り組む立場のようであり、6月13日に一般社団法人LGBT理解増進会の主催で開かれたシンポジウムでは、</p>		

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		<p>自由民主党の「性的指向・性自認に関する特命委員会」のメンバーらが登壇し、約150人の参加者を前にLGBTへの理解を促進する法律の必要性などを訴えたそうである。このシンポジウムで稲田朋美衆議院議員は「LGBTの問題は人権や尊厳の問題で、保守もリベラルも関係ない」としており、そのとおりだと思う。個人が大切にされる社会を作っていくといけないと思うし、憲法価値である個人の尊厳や基本的人権の尊重が、具現化される社会になることを願っている。</p> <p>▶陳情事項 次に掲げる趣旨についての意見書を鳥取県議会から国に対して提出すること。</p> <p>(1) すべての国民は、法の下に平等であって、個人として尊重されることが必要であり、幸福追求権を有している。他方、それを阻む要素として、障がい者、性的少数者などに対する差別も現に存在する。結婚し子どもを生みたいと思う人にはそのサポートが適切になされるべきであり、また、自己の決定に基づき結婚しない自由もあり、それは、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とすること。</p> <p>(2) 自由民主党は、個人の尊厳や基本的人権の尊重を重要な憲法的価値と考え、「性的指向・性自認に関する特命委員会」においても、LGBTへの理解を促進する法律の制定が必要とされていることから、それを積極的に推進する必要があること。</p> <p>(3) 障がい、国籍などに係る現存する様々な差別について、その当事者が直面している生きづらさに寄り添い、その困難を解決するために、行政が力を尽くして、国民皆が幸福の上に生きられる社会を作ることが、政治の重要な役割であること。</p>		

総務教育常任委員会・陳情